雪が融け、空気が乾燥する３月～６月は、林野火災の危険期間です。

林野火災にご注意を！

小さな火 少しの油断 山火事に

原画　浦臼町立浦臼小学校4年　平林　蓮海 さん

北　海　道

標語　釧路市立青葉小学校6年　鶴岡　陽葵 さん

※ 原画及び標語は、道が決定した令和7年度林野火災予防に関する最優秀作品です。

山林付近で農作業などされる方へ
◆ごみ焼きによる火災に注意しましょう◆

林野火災予防強調期間　4月10日～5月20日

- 空気が乾燥する春から初夏にかけては、林野火災が発生しやすい状態が続きます。
- 林野火災の原因は、ごみ焼きや枯草焼きなど、人為的なものが大半を占めています。

ごみ焼きは禁止！

ごみ焼き行為は、法律※により
原則禁止されています。

関係市町村の指導を必ず受け、
火の取扱いに注意しましょう。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第16条の２

【注意事項】
・強風時、乾燥時の火の使用は控える。
・消火の準備をしておく。
・監視人を置く。
・その場を離れるときは、消火する。
・一度に大量に燃やさない。
・火の後始末を必ず行う。

市町村から林野火災注意報や林野火災警報が発令された際は、火を使用しないでください。
林野火災予防強調期間中はもとより、期間外においても林野火災を起こさないように注意してください。

＜月別の出火件数（H28～R7）＞

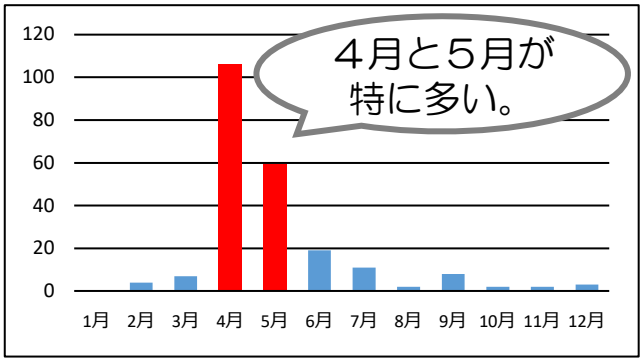

＜原因別の出火件数（H28～R7）＞

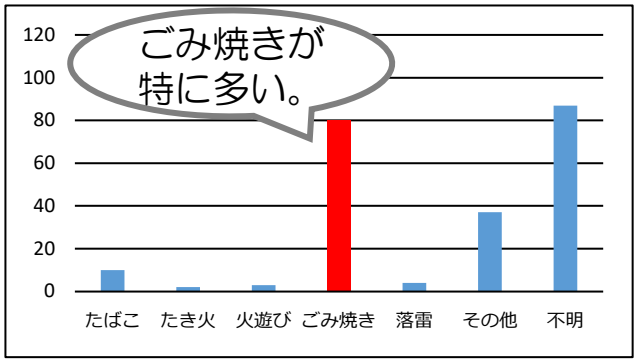

※ごみ焼き：枯草焼きや落葉焼きを含む。

自然災害の備えに　森林保険

森林保険は、あなたの森林が火災や風害などの災害にあったときに手厚い補償を行い、森林の復旧や経営への不安を解消します。

申込み手続き

まずは最寄りの森林組合までご相談ください。
ご相談内容に応じて、ご希望に沿ったお見積もりをご案内いたします。

このチラシに関するお問合せは、下記までお願いします。
最寄りの（総合）振興局産業振興部林務課林務係　又は、
北海道水産林務部林務局森林整備課整備調整係　011-204-5505